



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2020 JANUARY / 225号

★ 2020年の知財関連改正 ★

(1) 日本

「特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」により、改正法施行日が2020年4月1日と決定されました。

特許法の一部改正（岡本特許ニュース第222号）

- ①中立な技術専門家が現地調査を行う制度（査証）の創設
- ②損害賠償額算定方法の見直し（実用新案・意匠・商標も準用）

意匠法の一部改正（岡本特許ニュース第219, 220, 221号）

- ①保護対象の拡充（画像、建築物の内・外装のデザイン）
- ②関連意匠制度の見直し
 - ・関連意匠の出願可能期間を、本意匠の登録の公表日まで（8か月程度）から本意匠の出願日から10年以内までに延長する。
 - ・関連意匠にのみ類似する意匠の登録を認める。
- ③意匠権の存続期間の変更
「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更する。
- ④意匠登録出願手続の簡素化
 - ・複数の意匠の一括出願を認める。
 - ・物品の名称を柔軟に記載できることとするため、物品の区分を廃止する。

(2) 英国

Johnson 首相率いる英国の保守党が昨年末の総選挙で大勝したため、2020年1月31日にEU離脱(Brexit)が実現するでしょう。英国の知財状況も大きな影響を受けます。これについては岡本特許ニュース第223号をご参照ください。

(3) ミャンマー

ミャンマーでは初めて、商標法が施行されます。

- ・2020年1月から6月までの6か月間は「Soft Opening」と呼ばれる経過措置期間です。この期間内に限り、以前同国で「商標登録」（実態は商標所有申告の登記のようなものです）していた者が再出願することにより、優先的に商標登録を受けられます。
- ・2020年7月は「Grand Opening」と呼ばれ、それ以降正式な制度が開始されます。すべての出願人（「Soft Opening」期間に再出願しなかった者も含まれます）はここから先願主義に基づいて通常の商標出願が可能となります。制度の内容については岡本特許ニュース第209号をご参照ください。委任状については認証が不要になると聞いていましたが、やはり必要となるようです。

(4) ホンコン

ホンコンでは2019年12月19日から新特許制度が始まっています。従来の標準特許と短期特許(Short Term Patent、実用新案のようなもの)に加えて、独自の特許付与制度(OGP; Original Grant Patent)が導入されています。標準特許出願は実体審査を受けることになりました。なお、短期特許にも改正が行われ、独立請求項が2つまで認められるようになりました。

(5) シンガポール

2020年1月1日以降のシンガポール出願では、特許審査の外国ルート(Foreign route)(いわゆる修正実体審査)を利用できなくなります。2020年1月1日以降の出願においても、国内ルート(Local route)および混合ルート(Mixed route)は引き続き利用できます。